

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 【第2計画期間】の主な事項等について



目次

1. 第2計画期間から新たに適用する事項等

- 削減義務率
- CO₂排出係数の見直し
- 低炭素電力・熱の選択の仕組み など

2. 制度運用に関するその他のお知らせ

3. 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

4. アンケートのお願い



1. 第2計画期間から新たに適用する事項等

【参考】資料3 p.3～19

- 削減義務率
- CO₂排出係数の見直し
- 低炭素電力・熱の選択の仕組み など



1(1). 総量削減義務の履行手段

● 第2計画期間の削減義務率

	基準排出量比※1	
	第1期	第2期
区分 I -1	8%	17%
区分 I -2	6%	15%
区分 II	6%	15%

【参考】

第2期のCO₂排出係数の見直し

- ・ 第2期の算定年度排出量に利用
- ・ 基準排出量の再計算 ※1
- ・ バンキング量に影響反映 ※2

1：自らで削減

- 高効率機器への更新や運用対策の推進
- 「低炭素電力・熱の選択の仕組み」

新設

2：排出量取引

- ① 超過削減量
- ② 都内中小クレジット
- ③ 再エネクレジット
- ④ 都外クレジット
- ⑤ 埼玉連携クレジット

※2

3：第1期からのバンキング量



● 削減義務率

資料3

1(2). ①削減義務率の考え方

p.5

1(3). ②第2計画期間の削減義務率

p.6

1(4). ③中小企業等への対応

「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮

p.7

1(5). ④電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所

「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮

p.8

1(6). ⑤新たに削減義務となる事業所の取扱い

「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮

p.9

1(7). ⑥トップレベル事業所

p.10

1(2). 削減義務率 ①削減義務率の考え方-1

●東京都の総量削減目標「2020年までに、2000年比25%削減」

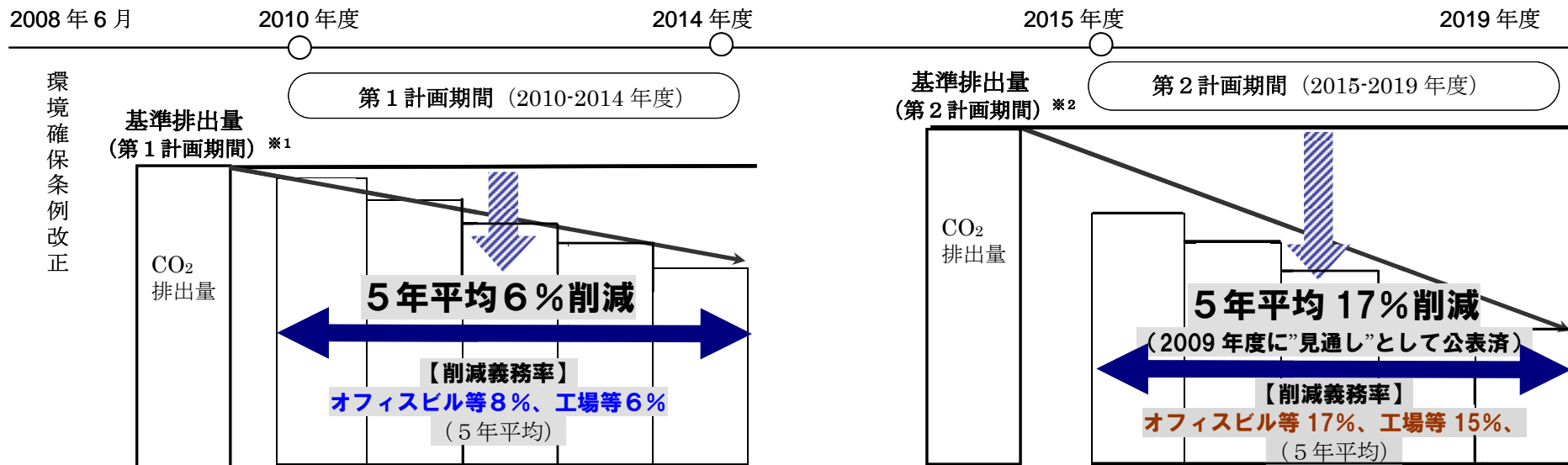
- ✓ 2006年12月「10年後の東京」において設定
- ✓ 2013年1月『「2020年の東京」へのアクションプログラム2013』においても本目標のためカーボンマイナス施策を東京全体で展開していることを掲げる。

本目標は、次の①②③の認識に立ち、東京は世界の大都市に先駆けて、低炭素型の都市モデルを実現していくことを目指し設定

- ① 危険な気候変動による影響を回避するためには、2050年には世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減する必要があること
- ② 膨大なエネルギーを消費し、便利で豊かな生活を実現した先進国の大都市こそが、大幅なCO₂削減を可能とする低炭素型の持続可能な社会への移行を先導しなければならないこと
- ③ 先進国の大都市が、こうした都市モデルを実現してこそ、急成長を続けるアジアなど途上国の都市に対しても、目指すべき都市の姿を実践的に示すことができること

1(2). 削減義務率 ①削減義務率の考え方-2

- 東京都の総量削減目標「2020年までに、2000年比25%削減」
- 目標達成に必要な業務産業部門の削減率は17%



- 第1計画期間は、「大幅削減に向けた転換始動期」
と位置付け、8%又は6%の削減義務率
- 第2計画期間は、「より大幅なCO₂削減を定着・展開する期間」
と位置付け、17%又は15%の削減義務率

1(3). 削減義務率 ②第2期の削減義務率-1

●第2計画期間の削減義務率

	基準排出量比	
	第1期	第2期
区分 I -1	8%	17%
区分 I -2	6%	15%
区分 II	6%	15%

●「より大幅削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮

- ① 中小企業等への対応
- ② 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所
- ③ 第2計画期間から新たに削減義務対象となる事業所

●トップレベル事業所について

トップレベル認定を受けた事業所は、削減義務率を1/2又は3/4に緩和（第1期と同様）

1(3). 削減義務率 ②第2期の削減義務率-2

◆適用される削減義務率の考え方

手順	事項	既存事業所	新たに削減義務対象となる事業所
—	区分	17%又は15%	8%又は6%
Step 1	電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所	4%又は2%を減ずる。	—
Step 2	トップレベル事業所	1/2又は3/4を乗ずる。	

(例) 区分Ⅰ-1、電気事業法第27条の使用制限緩和対象事業所（都制度での削減義務率緩和の程度は▲2%）、準トップレベルに該当する事業所の削減義務率は、

$$(\underline{17\% - 2\%}) \times \underline{3/4} = 11.25\%$$

区分Ⅰ-1	Step 1 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所（都制度での削減義務率緩和の程度は▲2%）に該当	Step 2 準トップレベルに該当
-------	---	-------------------

1(4). 削減義務率 ③中小企業等への対応-1

- 中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所は削減義務対象外
- ただし、これまでと同様に、計画書の提出・公表が必要
- 既存事業所で中小企業等に該当する場合の手続は、2016年度予定

1. 中小企業等の定義

✓①～⑥のいずれかの該当する事業者

✓毎年度末時点の状況で判断

- ①中小企業基本法に定める中小企業者
(大企業等が1/2以上出資などの場合を除く。)
- ②協業組合等
- ③事業協同組合等
- ④商店街振興組合等
- ⑤生活衛生同業組合等
- ⑥個人

具体的には
資料3
p.7参照



1(4). 削減義務率 ③中小企業等への対応-2

2. 1/2以上所有の判断

*注意:届出による削減義務者にかかわらず、所有者で判断

- 中小企業等が所有する部分のエネルギー使用量が特定計量器で計測されている場合は、当該部分の当該年度の原油換算エネルギー使用量で判断
- 特定計量器で計測されていない場合は、当該年度の建物所有割合で判断

<イメージ> (特定計量器で計測されていない場合の例)



左例の場合、当該年度の中
小企業等の建
物所有割合が
1/2以上と判断
される。

1(4). 削減義務率 ③中小企業等への対応-3

3. 地球温暖化対策計画書の提出・公表等

計画書の提出・公表	これまでと同様に、毎年度11月末までに、地球温暖化対策計画書の提出、公表が必要 (ただし、検証は不要)
都による公表	都による公表も、これまで同様に実施
削減目標	削減義務率は設定されないものの、大規模CO ₂ 排出事業所として、第2計画期間17%削減に向けて取り組むものとする。
特定テナント等	中小企業等が1/2以上所有する事業所に入居する特定テナント等は、これまで同様に、特定テナント等計画書の提出が必要



1(4). 削減義務率 ③中小企業等への対応-4

4. 手続

総量削減義務対象外になる。
(適用は2015年度から)

	第1計画期間	第2計画期間	
	…2014年度	2015年度	2016年度
既存事業所		「中小企業等が 1/2以上所有」 に該当	→ ◎廃止等届出 → ■指定取消
	★ ◎計画書提出	★ ◎計画書提出	◎新たに中小企業等として計画書提出
新たに指定地球温暖化対策事業所になる事業所	「中小企業等が 1/2以上所有」 に該当	→ ◎中小企業等としての計画書提出	◎中小企業等としての計画書提出

凡例：◎事業所、■都、★検証



1(5). 削減義務率 ④電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所-1

- 17%又は15%の削減義務率が適用される事業所のうち、電気事業法第27条の使用制限の緩和措置（削減率0%又は5%）の要件を満たす施設・設備等（一部除く）が主な用途である事業所は、用途の特徴を考慮し、第2計画期間に限り削減義務率を緩和

1. 要件を満たす施設・設備等（具体的には、資料3のp.8参照）

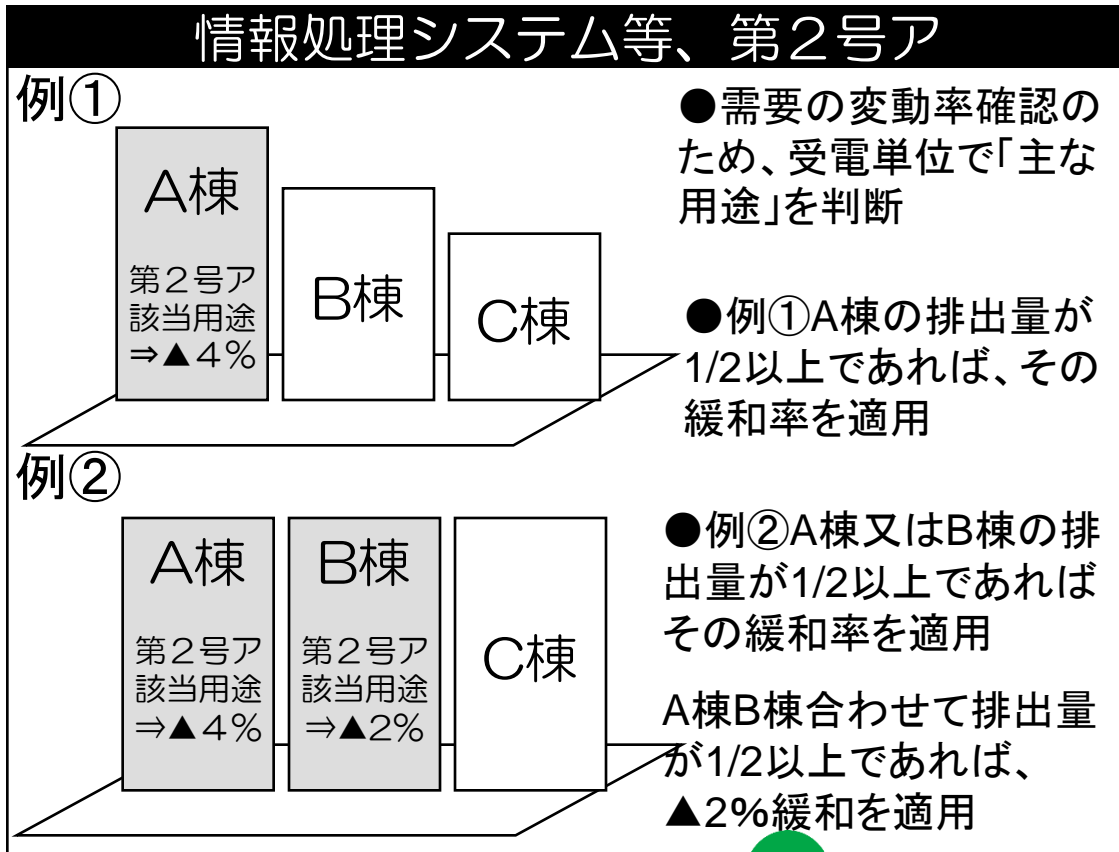
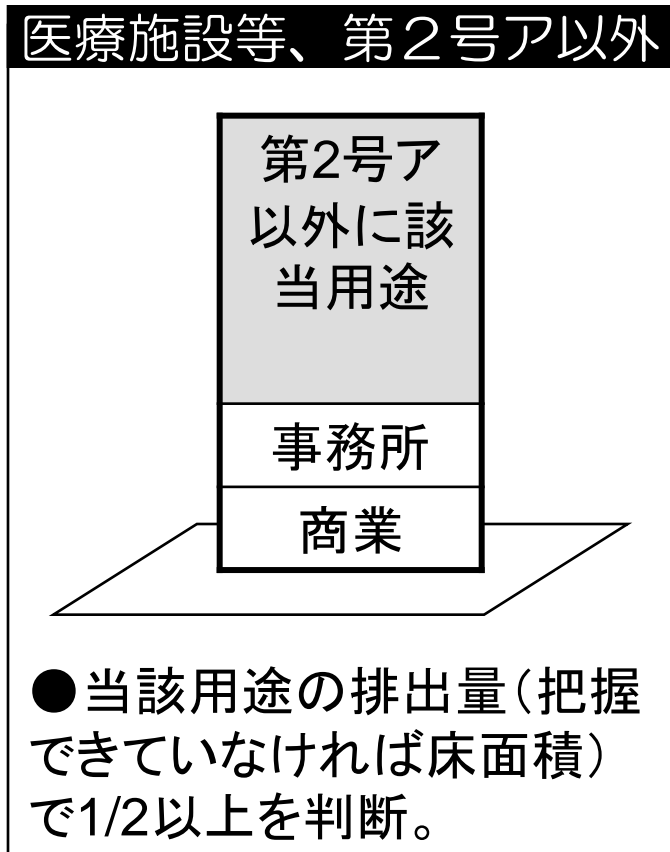
電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所			都制度 の緩和
告示番号	項目	削減率	
第1号ア、イ	医療施設、社会福祉施設等	削減率0%	▲4%
第2号ア	情報処理システムに係る需要設備等	削減率0%	
		削減率5%	▲2%
第1号エ、キ	水道、産業廃棄物処理施設等	削減率5%	第1号エ及び第2号オのうち、都施設は対象外
第2号エからク	定温倉庫、中央卸売市場等		

1(5). 削減義務率 ④電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所-2

2. 「主な用途」の判断について

*「主な用途」とは、当該事業所の排出量の1/2以上であるものをいう。

<イメージ>



1(5). 削減義務率 ④電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所-3

3. 手続

国への電気事業法第27条使用制限緩和の申請の有無にかかわらず次のとおり。

●削減義務率の緩和対象であるかの確認は、第2計画期間の状況で判断
 (例) 例えば、第2計画期間初年度の2015年度に、「削減義務率の緩和対象となる施設・設備等」が「主な用途」に該当した場合は、翌2016年度に、該当した状況の根拠書類等を計画書に添付し都に提出

<イメージ>

期間	第1計画期間		第2計画期間				
年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
事項	ガイドライン 改正 ■ 新ガイドライン 説明会 ■		「電気事業法の緩和対象施設が主な用途」に該当	具体的な手続は 2013年度検討 →	◎計画書に添付し提出		
					以降、毎年度同様		

凡例：◎事業所、■都、★検証



1(6). 削減義務率 ⑤新たに削減義務対象となる事業所の取扱い-1

① 第2計画期間に新たに特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象）となる事業所の取扱い

- ✓ 第1期と同等の削減義務率を適用
 - ・区分 I -1 : 8%削減
 - ・区分 I -2、II : 6%削減

② 第1計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象）となる事業所の取扱い

- ✓ 第1期に限り、「特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は、第1期の削減義務率を適用」
- ✓ 第2期の残りの期間は、第2期の削減義務率を適用



1(6). 削減義務率 ⑤新たに削減義務対象となる事業所の取扱い-2

<イメージ>

期間	第1計画期間					第2計画期間				
年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
既存	8%又は6%					17%又は15%				
第1期の途中から特定	指定	8%又は6%					17%又は15%			
	指定	指定	8%又は6%					17%又は15%		
	指定	指定	指定	8%		又は6%			17%又は15%	
		指定	指定	指定		8%又は6%				17%又は15%
第2期に新たに特定			指定	指定	指定	8%又は6%				
				指定	指定	指定	8%又は6%			
					指定	指定	指定	8%又は6%		
						指定	指定	指定	8%又は6%	
							指定	指定	指定	8%又は6%



1(7). 削減義務率 ⑥トップレベル事業所-1

●トップレベル認定を受けた事業所は、削減義務率を1/2又は3/4に緩和
(第1期と同様)

例①: 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所でない場合の例

	削減義務率の緩和の程度	例①-1 : 第2期の削減義務率17%の場合	例①-2 : 第2期に新たに削減義務対象になる事業所で削減義務率8%の場合
トップレベル事業所	削減義務率を1/2に緩和	$17\% \times 1/2 = 8.5\%$	$8\% \times 1/2 = 4\%$
準トップレベル事業所	削減義務率を3/4に緩和	$17\% \times 3/4 = 12.75\%$	$8\% \times 3/4 = 6\%$

例②: 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所(都制度での緩和2%)の場合の例
 第2期の削減義務率17%の場合
 トップレベル事業所 $(17 - 2) \times 1/2 = 7.5\%$
 準トップレベル事業所 $(17 - 2) \times 3/4 = 11.25\%$



1(7). 削減義務率 ⑥トップレベル事業所-2

- トップレベル認定の事業所が、削減義務率の緩和を受ける期間は、認定された年度が属する計画期間終了年度まで
- 第1期に認定された事業所に限り、認定後5年間、削減義務率を緩和
いづれも、基準に適合しなくなった場合は、取消通知のあった年度まで

期間	第1計画期間					第2計画期間					
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
例①：第1期に認定			認定	第1期に限り5年間認定継続 ※1			認定継続の場合は、再申請が必要				
例②：第2期に認定							認定	第2期終了年度まで			
例③：認定レベル変更			認定レベル等が変更されている場合は、当初認定後5年間、認定継続								
			準トップ	準トップ	トップ	トップ	トップ				
例④：基準に不適合になった			基準に適合しなくなった場合は、取消通知のあった年度まで								
			認定			取消通知					

※1：2011年度以降にトップレベル事業所認定を受けた事業所に対し、改めて都から期間の変更について通知



1(7). 削減義務率 ⑥トップレベル事業所-3

●認定基準の見直し (2013年度中に策定)
 省エネルギー技術の進展に合わせ、認定基準の見直しを2段階で実施

2段階	見直しの方向性
①2015年度から適用する認定基準の見直し	①-1：認定基準の強化、地域冷暖房施設の総合効率や照明照度など定着してきた評価指標の追加
	①-2：建物用途によっては実施しにくい評価項目について用途毎に緩和を行う。 ⇒病院では外気導入量を絞ることができないエリアがある。外気導入量を絞る対策の導入率が低くても、評価点が取れるよう見直しを行う、など。
	①-3：評価項目の配点の細分化を行う。 ⇒省エネ効果が大きい対策については、部分点がとれるよう、配点を細分化
②2017年度から適用する認定基準の見直し	最新のしゅん工物件等を調査し、新たな技術動向を踏まえた認定基準を策定する。 ⇒熱源機器の評価指標であるCOP(成績係数)の評価値を、最新高効率機器の動向にあわせて見直しを行う、など。



1(7). 削減義務率 ⑥トップレベル事業所-4

● 手続の簡素化（2013年度から適用）

1. 認定後の毎年の基準適合状況報告書に係る手続の簡素化

2012年度まで	毎年度更新される新たなガイドライン等を適用した状況報告
2013年度から	「認定時の認定基準、ガイドライン及びツール」を適用した状況報告

2. 基準排出量変更の際の検証に係る手続の簡素化

2012年度まで	基準排出量変更の際は、全てに検証（トップレベルの検証）が必要
2013年度から	<ul style="list-style-type: none">• 基準排出量変更の理由が、<u>規模の減少、設備の増減、熱供給事業所における熱供給先面積の変更のみ</u>の場合は、検証不要• 検証が必要な場合も評価書などに変更があった部分のみに限定



● CO₂排出係数の見直し

資料3

1(8).	①全体	p.11
1(9).	②基準排出量の再計算	p.12
1(10).	③バンキングされた超過削減量等の取扱い	p.13
1(11).	第2期の基準排出量の取扱い	p.14

1(8). CO₂排出係数の見直し ①全体-1

1. CO₂排出係数の見直し

- ✓ CO₂排出係数は、各計画期間の開始前の最新のデータをもとに、エネルギー種別ごとに設定（計画期間中は、固定）（2014年度に都が公表）
- ✓ その他の燃料の排出量算定時に用いる係数、原油換算時に用いる係数については、公表時点（2014年度）で国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用

（例）電気の排出係数

第1計画期間（2010-2014）

2005-2007年度の3か年平均^{※1}
（0.382t-CO₂/千kWh）

第2計画期間（2015-2019）

2011-2012年度の2か年平均^{※1}
（2011年度実績^{※1}は0.460t-CO₂/千kWh）

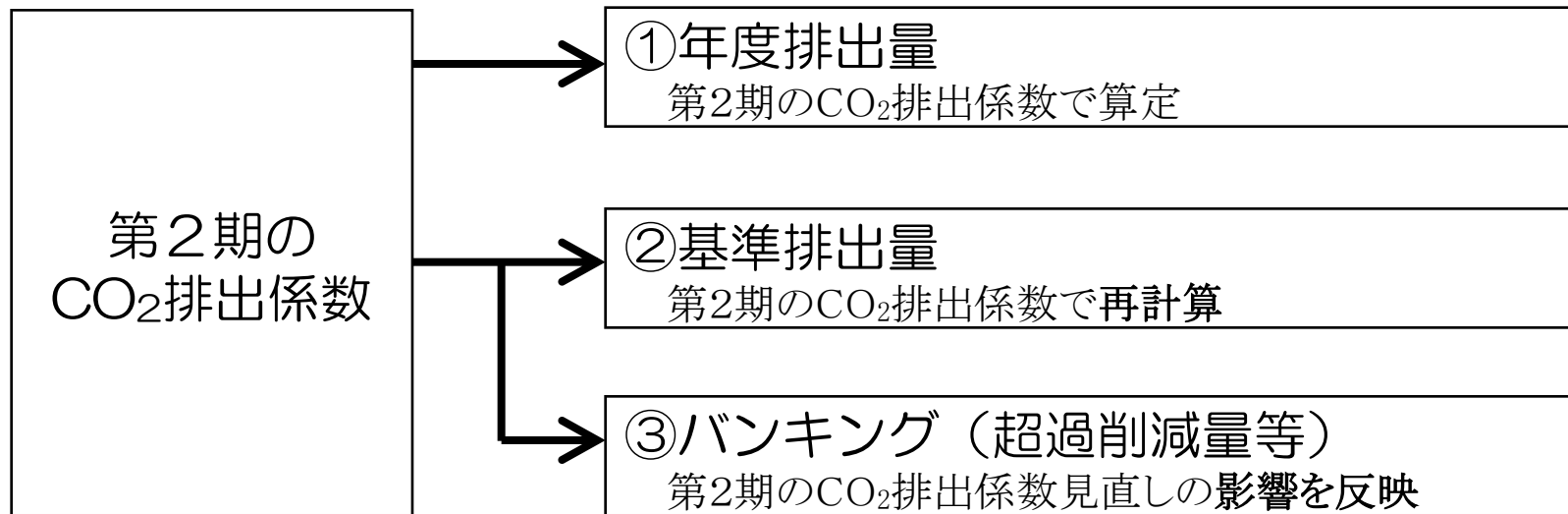
※1:都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値



1(8). CO₂排出係数の見直し ①全体-2

2. CO₂排出係数の見直しの反映

基準排出量やバンキングされた超過削減量等にも係数変更の影響を反映



1(8). CO₂排出係数の見直し ①全体-3

<イメージ>

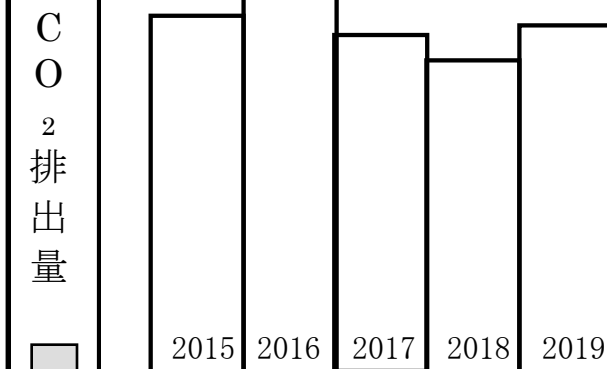
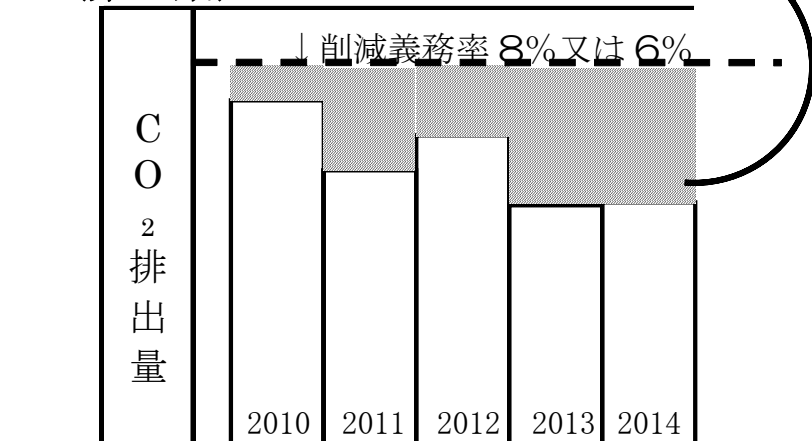
第1計画期間 (2010-2014)

第2計画期間 (2015-2019)

基準排出量^{※1}
(第1期)

③ **バンキング**
第2期のCO₂排出係数見直しの影響を反映

基準排出量^{※1}
(第2期)



※1: 原則、2002-2007年度のうち連続する3か年度平均

② 基準排出量

第1期で決定した基準排出量を第2期のCO₂排出係数で再計算

- ・エネルギー使用量: 第1期と同じ (原則、2002-2007年度のうち連続する3か年度平均値)
- ・CO₂排出係数: 第2期のCO₂排出係数 (2014年度に公表)

① 年度排出量

第2期のCO₂排出係数で算定



1(9). CO₂排出係数の見直し ②基準排出量の再計算-1

1. 基準排出量の再計算の3つの方法（検証不要）

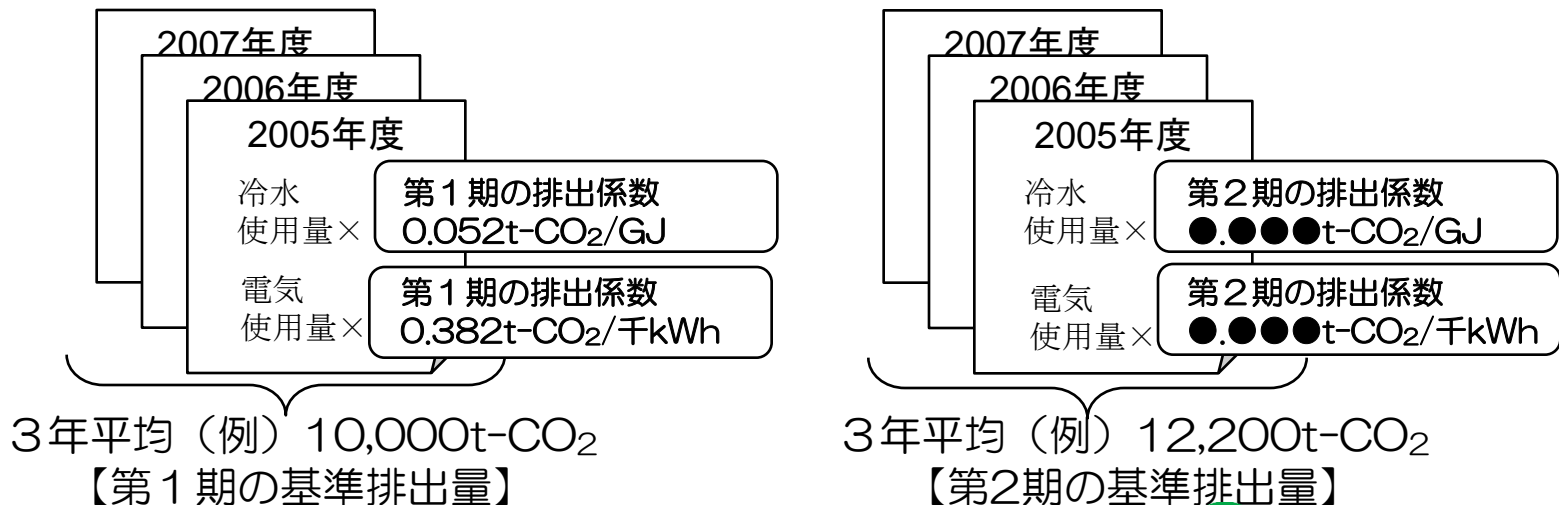
- (1) 「過去の排出実績」で基準排出量を決定している場合の方法（原則の方法）
- (2) 「排出標準原単位」で基準排出量を決定している場合の方法（原則の方法）
- (3) 2013年度の電気・熱等の使用比率に基づく方法（(1)(2)の例外の方法）

(1) 「過去の排出実績」で基準排出量を決定している場合の方法

◆第1期で決定した基準排出量を、第2期のCO₂排出係数を用いて再計算

- ・エネルギー使用量：第1期と同じ（原則、2002-2007年度のうち連続する3か年度平均値）
- ・CO₂排出係数：第2期のCO₂排出係数（2014年度に公表）

◆再計算
(イメージ)



1(9). CO₂排出係数の見直し ②基準排出量の再計算-2

(2) 「排出標準原単位」で基準排出量を決定している場合の方法

◆都が定める倍率※¹（2014年度公表）を乗じて再計算※¹: 全事業所のCO₂排出係数の見直しによる基準排出量の増加率の平均値

$$\boxed{\text{第2期の基準排出量}} = \boxed{\text{第1期の基準排出量}} \times \boxed{\text{都が定める倍率※}^1}$$

(3) (1)(2)の例外の方法（2013年度の電気・熱等の使用比率に基づく方法）

◆基準年度と比べ2013年度に電気のシェアが大きくなった場合など、原則の再計算方法では不利に算定される場合は、当該事業所の2013年度の電気、熱及び燃料の使用比率に基づく倍率を乗じて再計算することができる。

$$\boxed{\text{第2期の基準排出量}} = \boxed{\text{第1期の基準排出量}} \times \frac{\text{第2期排出係数での2013年度値}}{\text{第1期排出係数での2013年度値}}$$



1(9). CO₂排出係数の見直し ②基準排出量の再計算-3

2. 第1期中に基準排出量の変更を行った場合の取扱い

◆第1期の当初基準排出量を再計算し、基準排出量変更に伴う変化率
 (=第1期の変更後の基準排出量※÷第1期の当初の基準排出量) を乗ずる。

$$\boxed{\text{第2期の変更後の基準排出量}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{1.(1)~(3)にて再計算した} \\ \text{第2期の} \\ \text{基準排出量} \end{array}} \times \frac{\text{第1期の変更後の基準排出量}^{\ast}}{\text{第1期の当初の基準排出量}}$$

※:第1期中に、基準排出量の変更を複数回行った場合は、最後に行った基準排出量変更後の値



1(9). CO₂排出係数の見直し ②基準排出量の再計算-4

3. 手続 (2014年度に再計算、2015年度から適用)

<2014年度>

	◎対象事業所	■東京都
4月		■第2期係数公表 ■原則にて再計算 ■全事業所へお知らせ
5月		
6月		
7月		
8月	◎原則の再計算か、例 外の再計算のいずれか を選択 ◎計画書に添付し提出 (~11月)	
9月		
10月		■内容確認
11月		
12月		
1月		
2月		■第2期の基準排出量 決定通知
3月		

● 2014年度から削減義務対象の事業所は、基準排出量決定時に、第1計画期間及び第2計画期間の基準排出量ともに決定

● 2013年度までに基準排出量変更決定済の事業所には、基準排出量変更を反映したものを2014年度夏までにお知らせ。2014年度以降に基準排出量の変更を行う事業所は、基準排出量変更の手続に合わせてお知らせ。



1(10). CO₂排出係数の見直し

③バンキングされた超過削減量等の取扱い-1

1. バンキングされた超過削減量等の取扱い

第1期と比較して第2期のCO₂排出係数が大きくなる場合は、その影響を反映するために、超過削減量等のバンキング量に都が規定する倍率を乗じて算定した量を第2期に利用できるようにする。

$$\text{第1期のバンキング量} \times \text{倍率} = \text{第2期で利用できる量}$$

		バンキング量に乗ずる倍率（都規定）
超過削減量	<ul style="list-style-type: none"> ・超過削減量及び都外クレジットを創出した事業所の第1期と第2期の基準排出量比で倍率を設定 	$\text{倍率} = \frac{\text{第2期の基準排出量}}{\text{第1期の基準排出量}}$
都外クレジット		
再エネクレジット	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定 	$\text{倍率} = \frac{\text{第2期の排出係数}}{\text{第1期の排出係数}}$
その他ガス削減量		
都内中小クレジット	<ul style="list-style-type: none"> ・中小規模事業所での手続の簡素化のため、一律の倍率（中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、電気の排出係数比）を設定 $\text{倍率} = \text{第2期の電気の排出係数} \div \text{第1期の電気の排出係数}$	
埼玉連携クレジット	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県での今後の取扱いを踏まえて検討 	



1(10). CO₂排出係数の見直し

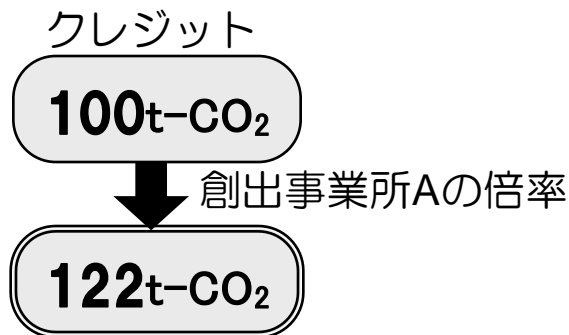
③バンキングされた超過削減量等の取扱い-2

2. 超過削減量、都外クレジットの増量イメージ

① (2017年度の一斉増量時に) 創出した事業所にクレジットがある場合

A事業所

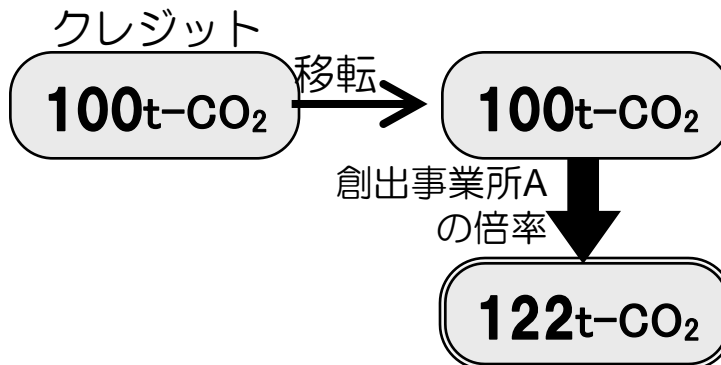
(例) 創出した事業所Aの倍率
 第1期の基準排出量10,000t_{CO₂}
 第2期の基準排出量12,200t_{CO₂}
 倍率 = $12,200 \div 10,000$
 = 1.22



② (2017年度の一斉増量時に) クレジットが移転していた場合

A事業所

(例) 創出した事業所A
 倍率1.22



B事業所

(例) クレジット
 移転先B事業所
 倍率1.1



1(10). CO₂排出係数の見直し

③バンキングされた超過削減量等の取扱い-3

3. 手続（2017年度に一斉に増量）（バンキング量に倍率を乗ずる。）

■ 計画書の内容確認後、都からお知らせ

期間	第1計画期間		第2計画期間			
年度	~2013	2014	2015	2016	2017	2018・2019
第1期に係る事項			第1期の整理期間		<p>■ バンキングの増量</p> <p>*一斉に実施予定</p> <p>*都は、事前に改めて通知</p>	
			<p>◎指定管理口座の開設</p> <p>★◎計画書提出</p>	<p>◎超過削減量の発行申請等※1</p>		
第2期に係る事項	<p>第2期排出係数公表■</p>	<p>基準排出量の再計算・決定</p> <p>超過削減量の倍率確定</p>	<p>(注意) 第2期の義務履行のために、排出量取引を行う場合は、バンキングの増量があること等を注意して実施</p> <p>バンキングされた超過削減量は、この倍率を乗じて増量 →</p>			

- ※1 ◎義務履行状況を排出量取引システムで確認
- ◎義務以上削減の場合は、都へ超過削減量の発行申請
- 発行された超過削減量は、自動的にバンキング

1(11). 第2期の基準排出量の取扱い-1

(排出実績で2か年度又は単年度を選択できる場合)

- 「標準的でない年度」の要件は第1期と同様であるが、第2期からは、除ける年度が変更
 (第1期) 「標準的でない年度」を1年度のみ除き、2か年度平均を選択可能
 (第2期) 「標準的でない年度」を最大2か年度まで除き、
 2か年度平均又は単年度を選択可能

1. 「標準的でない年度」の要件 (第1期と同様)

次のア及びイのいずれも該当する年度

※1: 詳細は、特定温室効果ガス算定ガイドラインp.75参照

ア. 理由に係る要件

改修工事の実施により、長期間使用されない部分が相当程度ある状況 など

イ. アの理由を主な原因として、年度排出量が次のいずれかであること

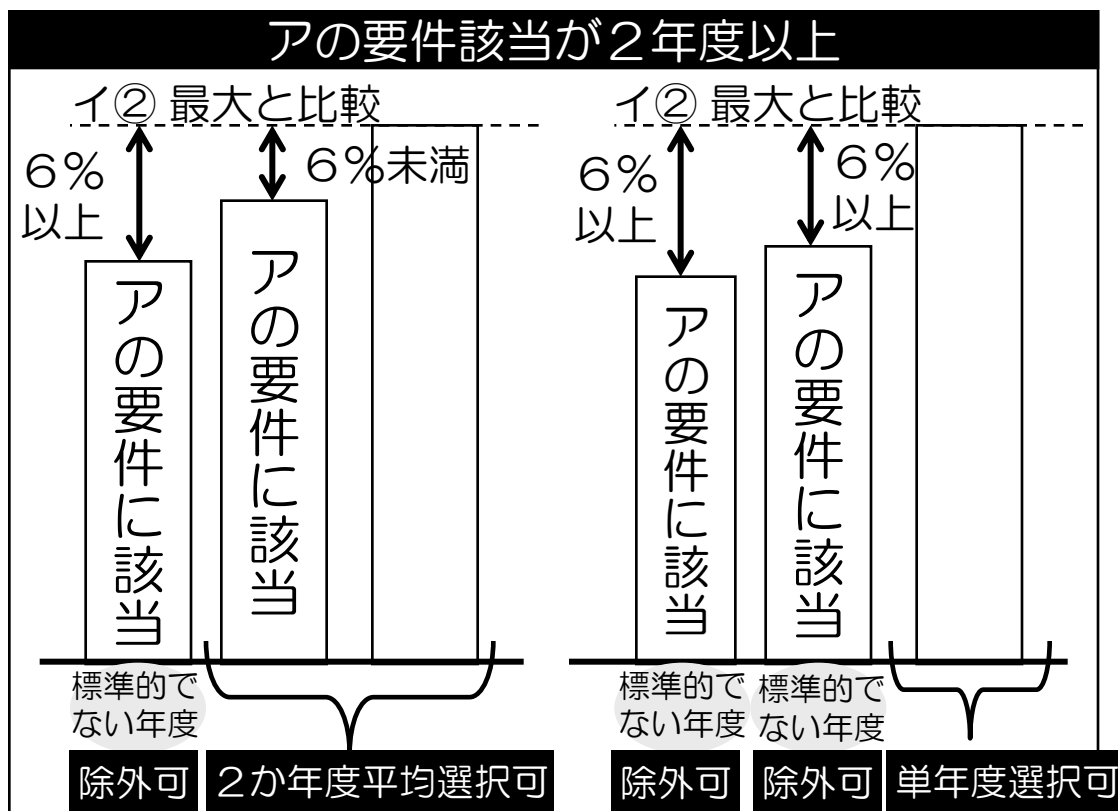
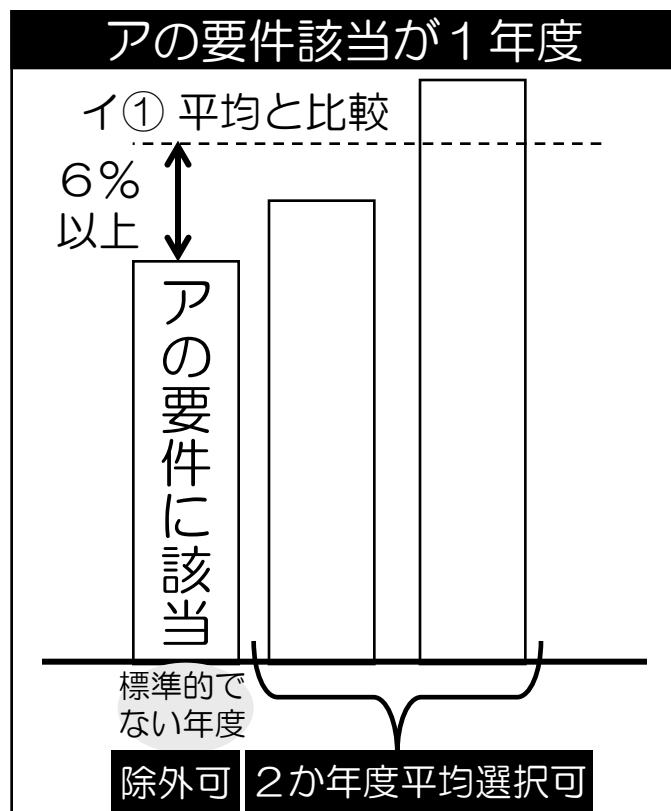
- ① アの要件に該当する年度が1年度の場合：アの要件に該当しない2年度分の特定温室効果ガス年度排出量の平均値と比べて6%以上小さいこと
- ② アの要件に該当する年度が2年度以上ある場合：3年度のうち最も特定温室効果ガス年度排出量の大きい年度と比べて6%以上小さいこと



1(11). 第2期の基準排出量の取扱い-2

(排出実績で2か年度又は単年度を選択できる場合)

2. 「標準的でない年度」を最大2か年度まで除き、
2か年度平均又は単年度を選択できる場合 <イメージ>



3. 第1期の基準排出量を2か年度平均で決定した事業所についても、第2期の基準排出量の再計算時には単年度選択で申請することができる。

● 低炭素電力・熱の選択の仕組みなど

資料3

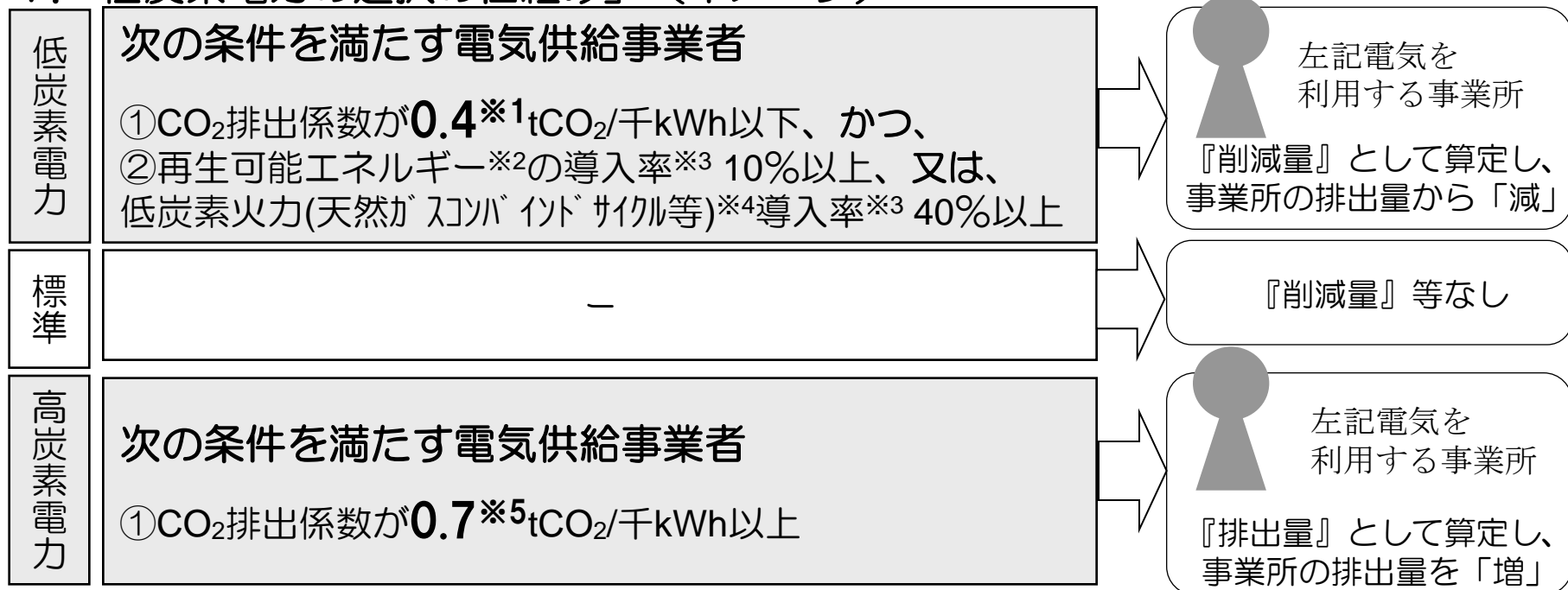
1(12). 「低炭素電力の選択の仕組み」の導入	p.15
1(13). 「低炭素熱の選択の仕組み」の導入	p.16
1(14). 高効率コージェネの取扱い ①全体	p.17
1(15). 高効率コージェネの取扱い ②「高効率コージェネ受入評価の仕組み」の導入	p.18

1(12). 「低炭素電力の選択の仕組み」-1

- 事業所の「低炭素電力の供給事業者」選択行動を促すため、事業所が選択した電気事業者の排出係数の違いを、一定の範囲で事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

「算定年度排出量」 = 「燃料等のCO₂」 - 「削減量」

1. 「低炭素電力の選択の仕組み」 (イメージ)



※1：LNG火力(複合)の排出係数0.406 tCO₂/千kWh(電力中央研究所資料(2010年))を元に閾値として設定(小数第2位を切捨て)
 ※2：再生可能エネルギーは、太陽光、風力、地熱、水力(3万kW未満)、バイオマス(バイオマス比率95%以上(黒液除く))の導入率で判断
 ※3：2011年度に都内に電力を供給している電気事業者の平均的な導入率(再生可能エネルギー導入率7%、低炭素火力導入率35%を四捨五入)を要件として設定
 ※4：低炭素火力(天然ガスコンバインドサイクル等)は、排出実績0.4tCO₂/千kWh以下の火力の導入率で判断(廃棄物を含む火力を除く。)
 ※5：石炭ガス複合発電(IGCC)の排出係数0.710tCO₂/千kWh(クリーンコールパワー研究所資料(2007年))を元に閾値として設定(小数第2位を切捨て)

1(12). 「低炭素電力の選択の仕組み」-2

2. 「削減量」及び「算定年度排出量」の算定（イメージ）

期間	第1計画期間		第2計画期間		
年度	2013	2014	2015	2016	2017~2019
電気供給事業者	電力供給 2013年度 電気供給事業者の排出係数等	→	■エネルギー環境計画書制度にて排出係数公表 ■2013年度の状況が要件に適合する電気事業者を都が公表		
指定地球温暖化対策事業所		低炭素電力の選択	↓↓↓↓↓↓↓ 2015年度受入電力量	→★検証→◎計画書提出	以降、毎年度同様

- 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定・公表されている2年前の電気供給事業者の排出係数等により削減量等を算定
- 削減量は、「2013年度電気供給事業者の排出係数等」と「2015年度受入電力量」をもとに、都規定の方法によって「削減量」を算定（一定の利用上限を設定）（2013年夏ごろ算定方法公表）
- 「算定年度排出量」＝「燃料等のCO₂」※1－「削減量」

※1：全事業所が共通して使用する「第2期の排出係数（標準値）」にて算定した値

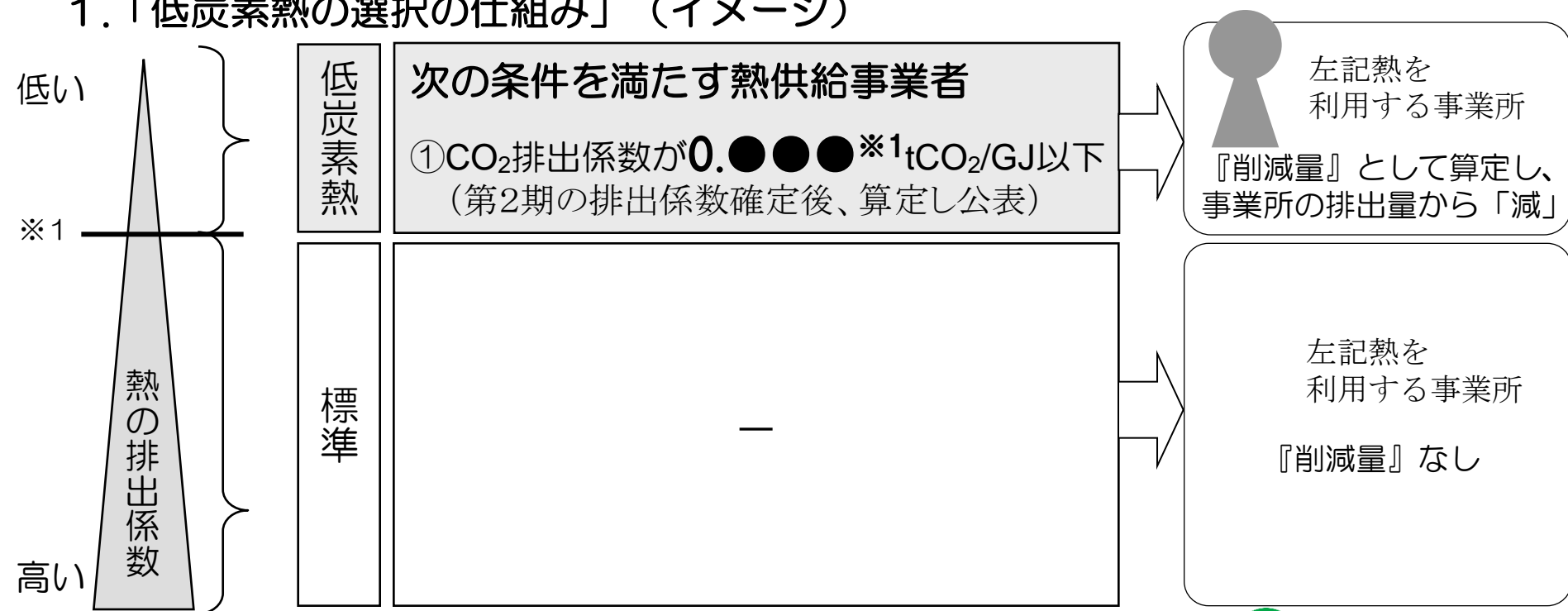


1(13). 「低炭素熱の選択の仕組み」-1

- 事業所の「低炭素熱の供給事業者」選択行動を促すため、電気の「低炭素電力の選択の仕組み」と同様に、事業所が供給を受ける熱供給事業者の排出係数の違いを、一定の範囲で事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

$$\text{「算定年度排出量」} = \text{「燃料等のCO}_2\text{」} - \text{「削減量」}$$

1. 「低炭素熱の選択の仕組み」 (イメージ)



※1: 地域エネルギー供給実績報告書(2011年度実績)で「A+」評価を受けた地域熱供給事業者の排出係数のうち、最も大きい値とする。第2計画期間の排出係数確定後、算定し公表

1(13). 「低炭素熱の選択の仕組み」-2

2. 「削減量」及び「算定年度排出量」の算定（イメージ）

期間	第1計画期間		第2計画期間		
年度	2013	2014	2015	2016	2017~2019
熱供給事業者	熱供給 2013年度 熱供給事業者 の排出係数等	→	■地域エネルギー供給実績報告書にて排出係数確定⇒公表		
指定地球温暖化対策事業所		低炭素熱の選択	↓↓↓↓↓↓↓ 2015年度 受入熱量	→★検証→◎計画書提出	以降、 毎年度同様

- 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定・公表されている2年前の熱供給事業者の排出係数等により削減量等を算定
- 削減量は、「2013年度熱供給事業者の排出係数等」と「2015年度受入熱量」をもとに、都規定の方法によって「削減量」を算定（一定の利用上限を設定）（2013年夏ごろ算定方法公表）
- 「算定年度排出量」＝「燃料等のCO₂」※1－「削減量」

※1：全事業所が共通して使用する「第2期の排出係数（標準値）」にて算定した値



1(14). 高効率コジェネの取扱い ①全体

1. 高効率コジェネ利用による省エネ・省CO₂評価：第2計画期間における新たな電気のCO₂排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省CO₂効果が評価されるため、第1期で実施している、排出量の補正は実施しない。
2. 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入：他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

「算定年度排出量」 = 「燃料等のCO₂」 - 「削減量」

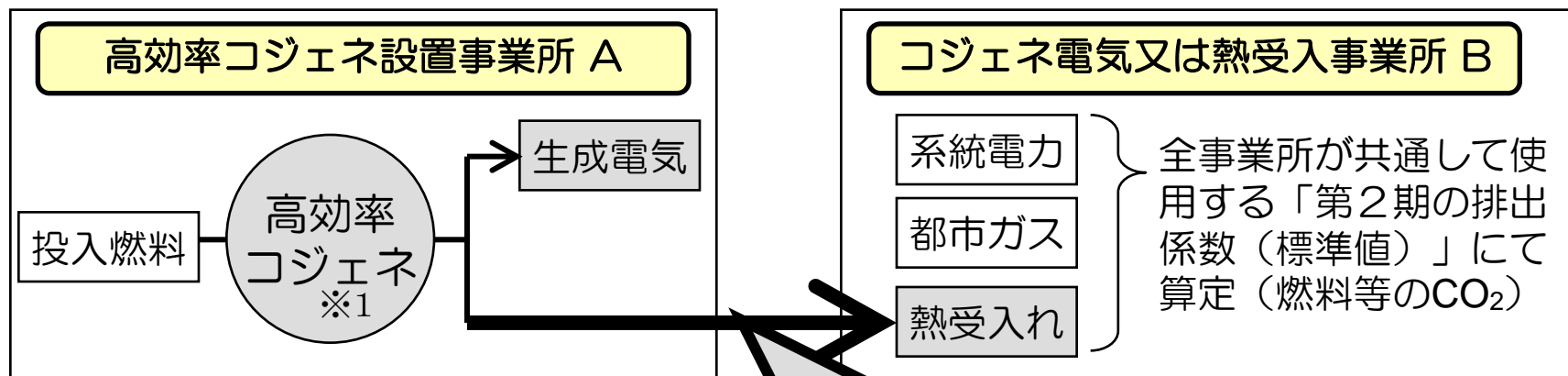
		第1計画期間	第2計画期間
コジェネの設置事業所	高効率コジェネ利用による省エネ・省CO ₂ 評価	●高効率コジェネの要件（都規定）に適合すれば、算定年度排出量から「削減量」を減ずる。	New 1. 第1期で実施している排出量の補正は実施しない。
	コジェネ電気・熱の外部供給分の マイナスカウント	●全てのコジェネに対し、外部供給分のCO ₂ 排出量をマイナスカウント	第1期と同じ
コジェネ電気又は熱の受入事業所	高効率コジェネから受け入れている電気・熱の低CO ₂ 性能を評価	—	New 2. 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入

1(15). 高効率コジェネの取扱い

②「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入-1

1. イメージ

(高効率コジェネの熱を受け入れている例)



※1: 高効率コジェネとは、
「発電効率×2.17+排熱利用率>87%」

2. 手順

Step①

「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の要件確認

Step②

ガイドラインに従い「削減量」を算定

Step③

算定年度排出量＝
「燃料等のCO₂」－「削減量」

1(15). 高効率コジェネの取扱い

②「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入-2

3. 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」に必要な供給事業者の要件

高効率コジェネの電気又は熱の供給事業者が、次の要件を全て満たした場合に限り、受入側は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」にて算定することができる。

	「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の要件
電気	<ul style="list-style-type: none"> ①高効率なコジェネであること。 ②当該コジェネの電気の排出係数が、第2計画期間の電気の排出係数（都規定）未満であること。 ③自営線で指定地球温暖化対策事業所に電力供給していること。 ④全供給電力量の1/2以上が自社コジェネによるものであること。 ⑤高炭素電力でないこと。
熱	<ul style="list-style-type: none"> ①高効率なコジェネであること。 ②当該コジェネの熱の排出係数が、第2計画期間の熱の排出係数（都規定）未満であること。 ③全供給熱量の1/2以上が自社コジェネによるものであること。 ④熱供給が本来業務である場合は、システムCOPが0.80（供給媒体に蒸気が含まれる場合は、0.65）以上であること。

*「低炭素電力等の選択の仕組み」の要件に該当する供給事業者として都が公表する供給事業者である場合は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では算定できない。(併用不可)



1(15). 高効率コジェネの取扱い

②「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入-3

4. 「削減量」及び「算定年度排出量」の算定（イメージ）

期間	第1計画期間		第2計画期間		
年度	2013	2014	2015	2016	2017～2019
高効率コジェネ設置事業所A※1	電気又は熱の供給 2013年度 当該コジェネ の排出係数等	→★検証→	◎計画書提出 ◎要件適合が判明		
コジェネ電気又は熱の受入事業所B		高効率コジェネの電気又は熱の受入れ	↓↓↓↓↓↓↓↓ 2015年度 受入電力量 又は熱量	→★検証→◎計画書提出	以降、 毎年度同様

※1：高効率コジェネ設置事業所Aが、指定地球温暖化対策事業所の場合

- 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定している2年前の当該コジェネの状況により削減量等を算定
- 削減量は、「2013年度当該コジェネの排出係数等」と「2015年度受入電力量又は熱量」をもとに、都規定の方法によって「削減量」を算定（一定の利用上限を設定）
（2013年夏ごろ算定方法公表）
- 「算定年度排出量」＝「燃料等のCO₂」※2－「削減量」

※2：全事業所が共通して使用する「第2期の排出係数（標準値）」にて算定した値



- 今後の主なスケジュール

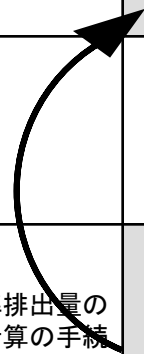
1(16). 今後の主なスケジュール-1

本資料	項目		第1計画期間		第2計画期間		
			2013	2014	2015	2016	2017~2019
一	全体		<ul style="list-style-type: none"> ■説明会 ■新算定ガイドライン等説明会 ■規則改正 ■ガイドライン改正 				
1(4)	削減義務率	③ 中小企業等への対応	既存事業所		該当	→ ◎廃止等届	■指定取消
			新たに指定地球温暖化対策事業所になる事業所		該当	→ ◎中小企業等としての計画書提出	◎新たに中小企業等としての計画書提出
		④ 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所		該当	→ ◎計画書提出	◎同左	◎同左
1(5)		④ 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所		該当	→ ◎計画書に添付し提出	◎同左	
1(7)		⑥ トップレベル事業所		<ul style="list-style-type: none"> ■ガイドライン改正 ■新トップレベルガイドライン等説明会 ■2011年度以降にトップレベル認定を受けた事業所に対し、都から適用期間の変更を通知 		→2015年度から適用する認定基準	→2017年度から適用する認定基準

凡例：◎事業所、■都、★検証

1(16). 今後の主なスケジュール-2

本資料	項目		第1計画期間		第2計画期間		
			2013	2014	2015	2016	2017~2019
一	全体		<ul style="list-style-type: none"> ■説明会 ■新算定ガイドライン等説明会 ■規則改正 ■ガイドライン改正 				
1(8)	CO2排出係数見直し	①全体		<ul style="list-style-type: none"> ■第2期の排出係数公表 	<ul style="list-style-type: none"> →第2期の排出係数で算定年度排出量を算定 		
1(9)		②基準排出量の再計算		<ul style="list-style-type: none"> ■再計算のお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ◎計画書提出に合わせて再計算方法選択・提出 ■第2期の基準排出量決定通知 		
1(10)		③バンキングされた超過削減量等の取扱い					<ul style="list-style-type: none"> ■事前に再周知 ■一斉に増量
1(11)	第2期の基準排出量の取扱い (排出実績で2か年度又は単年度を選択できる場合)		基準排出量の再計算の手續に合せて実施	<ul style="list-style-type: none"> ■お知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ◎計画書提出に合わせて申請 ■第2期の基準排出量決定通知 		



凡例：◎事業所、■都、★検証

1(16). 今後の主なスケジュール-3

本資料	項目	第1計画期間		第2計画期間		
		2013	2014	2015	2016	2017~2019
—	全体	■説明会 ■新算定ガイドライン等説明会 ■規則改正 ■ガイドライン改正				
1 (12) (13)	「低炭素電力・熱の選択の仕組み」の導入	電気等供給事業者	電力等供給 2013年度電気等供給事業者の排出係数等	→ ■低炭素電力等又は低炭素熱の要件に該当する事業者の公表		同左
		指定地球温暖化対策事業所		選択◎	2015年度受入電力量等	→★◎計画書提出
1 (15)	②「高効率コージェネ受入評価の仕組み」の導入	高効率コージェネ設置事業所	電力等供給 2013年度当該コージェネの排出係数等	→★◎計画書提出 ◎要件適合が判明		同左
		コージェネ電気又は熱の受入事業所		受入れ◎	2015年度受入電力量等	→★◎計画書提出

凡例：◎事業所、■都、★検証

2. 制度運用に関するその他のお知らせ

【参考】資料3 p.20~27



● 制度運用に関するその他のお知らせ

資料3

2(1). 制度手続等の簡素化	p.21
2(2). 特定温室効果ガス排出量算定から除外できる範囲	p.24
2(3). 排出標準原単位の改定 <small>～細分化及び新たな用途区分設定～</small>	p.24
2(4). テナント対策の充実など	p.21 p.22
2(5). 履行期限の延長	p.22
2(6). 特定計量器の取扱い	p.26
2(7). 削減対策の推進に向けて	p.27

2(1). 制度手続等の簡素化-1

1. 「自動車の取組状況報告」の廃止（2013年度から適用）

●地球温暖化対策計画書から、「自動車に関する取組状況の報告様式」を廃止

●自動車点検表の提出は任意
地球温暖化対策計画書その7シートが削除されたことに伴った変更

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT	AU	AV	AW
1	その7																																																
2																																																	
3																																																	
4	9 自動車に係る地球温暖化の対策																																																
5	(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策																																																
6	対策内容																																																
7																																																	
8	(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策																																																
9	ア 基本方針																																																
10	基本方針																																																
11																																																	
12	イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策																																																
13	<input type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。																				取組状況																												
14																					実	今	検	実	該																								
15																									当																								
16																									し																								
17																									な																								
18																									い																								
19																									ま																								
20																									り																								
21																									ま																								
22																									り																								
23																									り																								
24																									り																								
25																									り																								
26																									り																								
27																									り																								
28																									り																								
29																									り																								
30																									り																								
31																									り																								
32																									り																								
33																									り																								
34																									り																								
35																									り																								
36																									り																								
37																									り																								
38																									り																								
39																									り																								
40																									り																								
41																									り																								
42																									り																								
43																									り																								
44																									り																								
45																									り																								
46																									り																								
47																									り																								
48																									り																								
49																									り																								
50																									り																								
51																									り																								
52																									り																								
53																									り																								
54																									り																								
55																									り																								
56																									り																								
57																									り																								
58																									り																								
59																									り																								
60																									り																								
61																									り																								
62																									り																								
63																									り																								
64																									り																								
65																									り																								
66																									り																								
67																									り																								
68																									り																								
69																									り																								
70																									り																								
71																									り																								
72																									り																								
73																									り																								
74																									り																								
75																									り																								
76																									り																								
77																									り																								
78																									り																								
79																									り																								
80																									り																								
81																									り																								
82																									り																								
83																									り																								
84																									り																								
85																									り																								
86																									り																								
87																									り																								
88																									り																								
89																									り																								
90																									り																								
91																									り																								
92																									り																								
93																									り																								
94																									り																								
95																									り																								
96																									り																								
97																									り																								
98																									り																								
99																									り																								
100																									り																								

自動車点検表*

*2013年度から名称変更

事業所 名称	
指定 番号	
記入日	

2(1). 制度手続等の簡素化-2

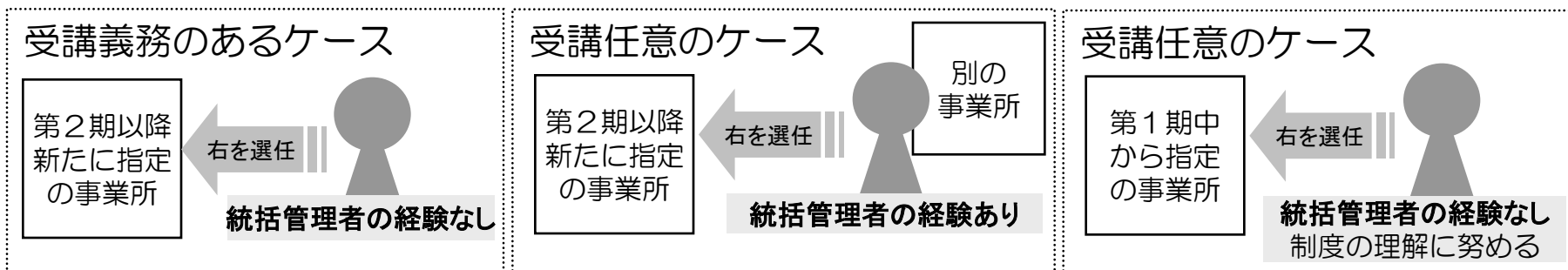
2. 「管理者等講習会の受講義務の見直し」 (第2期から適用)

(第1期) 全ての統括管理者等に講習会の受講義務

(第2期) 受講義務	第2期以降に、新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合
受講任意	上記以外の場合(受講しない場合は、制度についての理解に努める。)

* 管理者等講習会は、毎年度6月及び11月頃開催予定

<イメージ>



3. トップレベル事業所認定に関する手続の簡素化 (2013年度から適用)

スライドp. 22参照

2(2). 特定温室効果ガス排出量算定から除外できる範囲

1. 特定温室効果ガス排出量算定から除外できる範囲（第2期から適用）

- 大学に併設の中学高校など、事業所内に複数の建物を有する場合で、事業所の主たる事業以外の事業に使用されている建物であり、かつ、CO₂排出原単位が一定値以下である比較的小規模な建物のCO₂排出量を基準排出量及び年度排出量の算定から除外※できる（原油換算エネルギー使用量には含める）。

※除外するCO₂排出量は、エネルギー使用量の実測又は都が規定する算定方法を用いて算定

2. 今後のスケジュール

- 2013年度の特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン改正に向けて具体的な要件を検討
- 2014年度中頃に申請受付予定（第2期から適用）



2(3). 排出標準原単位の改定

～細分化及び新たな用途区分設定～

1. 改定の概要（第2期から適用）

- 東京都が定める排出標準原単位とは、当該用途における平均的な単位面積当たりの排出量
 - ✓ 基準排出量の算定や基準排出量の変更の算定に使用
 - ✓ 都の定める原単位は省エネ効率のより良い建物を想定しているため、省エネの目安にも活用
- 第2計画期間においては、第1計画期間の実態等を反映して、より詳細な用途を設定（一部細分化を行い、新たな用途区分を設定する（飲食、物販、冷凍冷蔵庫、教育（理系）、情報通信（データセンター））
- 第2計画期間で使用する排出標準原単位には、排出係数変更による影響を反映

2. 今後のスケジュール

- 第2計画期間で使用するエネルギー種別ごとの排出係数が確定次第、その値に基づき新たな原単位を公表（2014年度）



2(4). テナント対策の充実など

1. テナント対策の充実 (2013年度検討(試行)、2014年度導入)

- 2011年夏の節電により深化したテナント事業者の省エネ対策の一層の推進・定着を図っていくため、テナント点検表の見直しや、当該データ等の活用で取組を点数化し評価・公表する仕組みの新設を検討

■テナント省エネセミナー 開催
(7月2日、5日)

2. 「生グリーン電力」の取扱いの変更 (第2期から適用)

(第1期) 2013-2014年度に適用するルール

託送等により再生可能エネルギーを制度対象事業所に供給した場合で、供給事業者の全体の排出係数が、第1期の電気の排出係数(0.382t-CO₂/千kWh)以下の場合、太陽光等との組み合わせなしに、供給した特定水力の量に応じて再エネクレジットを付与

(第2期) 「低炭素電力の選択の仕組み」に移行(スライドp.37、38参照)
「生グリーン電力の仕組み」は第2期では実施しない。

2(5). 履行期限の延長

履行期限の延長（第1期から適用）

- 原則：取引期間を確保するため、履行期限を「削減義務期間の終了の年度の翌年度末日」から半年延長し、「削減義務期間の終了の年度の翌々年度の9月末日」とする。



- 例外：基準排出量の変更等で、削減義務量確定が2016年4月3日以降（削減義務量確定後、2016年9月末まで180日以下）の場合は、「削減義務量確定日から180日を経過した日」を履行期限とする。

2(6). 特定計量器の取扱い-1

1. 特定計量器の取扱い改定のポイント (第2期から適用)

● 「第1計画期間の取扱い」(緩和措置)

- ✓ 燃料等使用量が、購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測把握も可能
- ✓ 緩和措置として、2014年度末までは、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器による実測把握も可能
(特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインpp51,52)

● 「第2計画期間以降の取扱い」

- ✓ 2015年度(第2計画期間)以降は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測に限る。
- ✓ ただし、やむを得ず、取引又は証明に使用可能な計量器でない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定とする。

※特定地球温暖化対策事業所になるまでの年度の排出量(基準排出量算定年度の排出量を含む)は、「第1期の取扱い」(緩和措置)を適用



2(6). 特定計量器の取扱い-2

2. 保守的な算定（5%増又は減での算定）

①算定すべき排出量の場合：実測値×1.05を燃料等使用量として排出量を算定

【事例】事業所で使用している電力などのエネルギーを特定計量器以外の計量器で実測する場合

【算定例】実測値が120,000kWhの場合

$120,000\text{kWh} \times 1.05 = 126,000\text{kWh}$ をその事業所の燃料等使用量とする。

②除外すべき排出量の場合：実測値×0.95を燃料等使用量として排出量を除外

【事例】住宅用途や他事業所への供給量を特定計量器以外の計量器で実測する場合

【算定例】住宅用途への電力供給量の実測値が6,800kWhの場合

$6,800\text{kWh} \times 0.95 = 6,460\text{kWh}$ をその事業所の燃料等使用量から除外する。

◆特定計量器が存在しない計量器である場合

計量法で規定する特定計量器が存在しない計量器（例えば、口径40ミリメートルより大きな積算熱量計）である場合は、保守的な算定を行う必要はないが、当該計量器の定期的な保守・校正に努め、より精度の高い計量を行うものとする。



2(6). 特定計量器の取扱い-3

3. 「第1期の取扱い」から「第2期の取扱い」への移行

①2014年度までに特定地球温暖化対策事業所になる事業所

第2期からの算定年度排出量において「第2期の取扱い」を行う。

(例) 2013年度から特定、基準排出量は2010～2012年度の平均値

第1計画期間					第2計画期間				
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
指定	指定	指定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定
「第1期の取扱い」(緩和措置)					「第2期の取扱い」				

②2015年度以降に特定地球温暖化対策事業所になる事業所

特定地球温暖化対策事業所になる前の算定年度排出量は「第1期の取扱い」(緩和措置)であり、これら年度の平均値で基準排出量を算定する場合も「第1期の取扱い」(緩和措置)にて算定を行う。

(例) 2017年度から特定、基準排出量は2014～2016年度の平均値

第1計画期間					第2計画期間				
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
—	—	—	—	指定	指定	指定	特定	特定	特定
「第1期の取扱い」(緩和措置)							「第2期の取扱い」		

※基準排出量(2014～2016年度の平均値)も「第1期の取扱い」(緩和措置)

2(7). 削減対策の推進に向けて-1

1. 2013年度の説明会等

- | | |
|----------------|---------------------|
| ■6月17日、25日、28日 | 管理者等講習会 |
| ■6月18日、24日、27日 | 第2計画期間の事項等説明会 |
| ■7月2日、5日 | テナント省エネセミナー |
| ■7月18日 | トップレベル事例発表会 |
| ■10~11月頃 | 管理者等講習会 |
| ■11~12月頃 | 取引マッチングセミナー |
| ■12月頃 | 計画書作成説明会（新規対象事業所向け） |
| ■1~2月頃 | 業種別省エネセミナー |



2(7). 削減対策の推進に向けて-2

2. 無料・簡易省エネ診断

- 都では、対象事業所における削減対策の取組を支援するため、『無料・簡易省エネ診断』を実施しておりますので、是非、ご活用ください。
- 実施の時期・方法についてはご相談のうえ、調整いたします。また、省エネ対策でお困りの場合も下記問合せ先までご相談ください。

<問合せ先> 「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

(電話 03-5388-3438、Eメール: keikakusho@kankyo.metro.tokyo.jp)

3. 動画の公開

- 東京都チャンネル (YouTube) で、制度について説明した動画を公開しておりますので、是非、ご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/overview.html

4. 「賢い節電&省エネ対策」事例レポート

- 都内事業所における「賢い節電&省エネ対策」事例レポートをご紹介しますので、是非ご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/setsuden/good_practices/good_practices_2012summer.html



3.御質問等をお寄せいただく場合の方法等

【参考】資料3 p.28～32

- これまでいただいた主な御質問等
- 御質問等をお寄せいただく場合の方法等
- 制度に対する御質問の回答集



3(1). これまでいただいた主な御質問等-1

資料3のp.29,30から抜粋

1-(1)：第2期の削減義務率

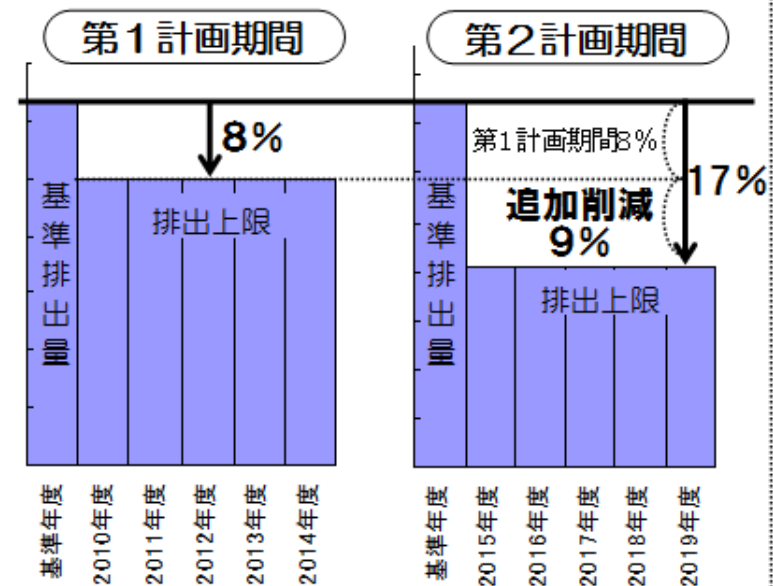
Q：第2期の削減義務率17%は、第1期から更に17%ということではなく、第1期の義務率8%に+9%で17%という理解でよいですか？

A：お考えのとおりです。

区分Ⅰ-1では、第1計画期間の義務率8%に+9%で17%

区分Ⅰ-2、Ⅱでは、第1計画期間の義務率6%に+9%で15%

(例) 区分「Ⅰ-1」の場合



*図では、便宜上、第1計画期間の基準排出量と第2計画期間の基準排出量(係数変更後)を、同じ高さで示した。

3(1). これまでいただいた主な御質問等-2

資料3のp.29,30から抜粋

1-(4)：電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所

Q：2011年夏、電気事業法第27条使用制限の緩和対象事業所となり得たのに申請をしなかった事業所は、都制度の削減義務率の緩和は適用されないのですか？

A：国への電気事業法第27条使用制限緩和の申請有無にかかわらず、都制度では、第2計画期間の状況が、電気事業法第27条の使用制限の緩和措置（削減率0%又は5%）の要件に該当する設備・施設等（一部除く）が主な用途である事業所に対し、削減義務率の緩和を行います。

2-(1)：新規事業所の削減義務率

Q：2012年度から削減義務対象になった区分Ⅰ-1の事業所の削減義務率はどのようになりますか？

A：2012年度から削減義務対象になった、区分Ⅰ-1の事業所の場合は次のとおりです。
2012～2016年度：8%
2017～2019年度：17%



3(1). これまでいただいた主な御質問等-3

資料3のp.29,30から抜粋

2-(2)：新規事業所の計画期間

Q：第1計画期間の途中から削減義務の対象となっている事業所の削減義務期間は、特定地球温暖化対策事業所になってから5年間ですか？

A：削減義務期間は、どの事業所も、2010から2014年度までの第1計画期間、2015から2019年度までの第2計画期間です。

つまり、第1計画期間の途中から削減義務の対象となっている事業所についても、削減義務期間は削減義務対象となってから5年間ではなく、2014年度までの期間と、2015年度からの5年間です。

3-(4)：CO₂排出係数の見直し

Q：基準排出量の再計算を2011、2012年度の平均で行うとありますが、第1計画期間で削減した効果がなくなってしまうのではないですか？

A：2011、2012年度の平均値を用いるのは、第2計画期間の電気や熱の排出係数です。

基準排出量の再計算では、エネルギー使用量は、第1計画期間と同じ値（原則、2002-2007年度のうち連続する3か年度平均値）を用います。乗ずるCO₂排出係数を第2計画期間の排出係数（2011、2012年度の平均値。2014年度に公表）に変更して再計算を行うものです。



3(2). 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

〔御協力のお願い〕

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式（質問シート）」を御活用いただき、できる限り「メールで御提出」くださいますよう、よろしくお願いいたします。
(FAXで送信いただくことも可能です。)

「共通の書式（質問シート）」のダウンロード

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/question_download.html

- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきたいと考えております。
- このため、一般的な御質問等への回答内容は一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答（FAQ）」として掲載させていただく場合があります。

御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【送付先】 東京都 環境局 都市地球環境部 総量削減課

Eメール：keikakusho@kankyo.metro.tokyo.jp

FAX：03(5388)1380



3(3). 制度に対する御質問の回答集について

●都へいただいた主なご質問等への回答は、第1計画期間と同様、次のURLにてFAQを掲載いたします。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/answers.html

- ▶ 大規模事業所における対策
- ▼ 総量削減義務と排出量取引制度
 - 対象となる事業所
 - 制度概要
 - クレジットの創出
 - 排出量取引
 - トップレベル事業所
 - 制度実績の公表
 - 条例・規則・指針・ガイドライン等
 - 提出書類
 - 各種ツール
 - 説明会一覧
 - 講習会一覧
 - 質問送付シートのダウンロード
 - よくある質問・回答集
 - 総量削減義務と排出量取引制度

よくある質問・回答集

質問区分一覧

質問区分一覧(※クリックすると、関連項目にジャンプします。)

質問シートによりいただいた質問を中心にこのQ&A集を作成しております
質問シートは[こちら](#)からダウンロードできます。

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1. (1)対象事業所要件
■ (2)事業所の範囲 | 10. テナントビルへの対応 |
| 2. 報告対象ガス・削減義務対象ガス | 11. 新築ビル |
| 3. 排出量算定方法 | 12. 推進体制 |
| 4. 削減義務対象者 | 13. 検証方法 |
| 5. 削減計画期間 | 14. 検証機関、検証主任者 |
| 6. 基準排出量 | 15. 義務違反時の措置 |
| 7. 削減義務率 | 16. 今後のスケジュール |
| 8. トップレベル事業所 | 17. その他 |
| 9. (1)排出量取引
■ (2)超過削減量
■ (3)都内中小クレジット | |

18. 第2計画期間

- (1)削減義務率
- (2)新たに削減義務対象になる事業所の取扱い
- (3)温室効果ガス排出量の算定のためのCO₂排出係数
- (4)トップレベル事業所認定
- (5)「低炭素電力の選択の仕組み」の導入
- (6)「低炭素熱の選択の仕組み」の導入
- (7)高効率コジェネの取扱い
- (8)その他

この場所に掲載予定

4. アンケートのお願い

【参考】資料3 p.33～36

- 中小企業等
- 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所



4. 中小企業等、電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所に関するアンケートのお願い-1

- 「より大幅な削減を定着・展開する期間」である第2計画期間の特別の配慮として、(1) 中小企業等への対応、(2) 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所への対応を定めました。
- 実際の申請手続については、2016年度（第2計画期間初年度である2015年度の状況を翌2016年度に申請）であり、本調査の回答に基づき対象を決定するものではありません。
- しかしながら、申請手続等を円滑に行うために必要な情報として、対象事業所の種類別の件数・状況等を把握するため、
本調査に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



4. 中小企業等、電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所に関するアンケートのお願い-2

●調査方法

1 回答方法 (できるかぎり、(1)の方法で御回答ください。)

(1) 次のホームページから回答用紙 (Excelファイル) をダウンロードし、回答を入力後、次のメールアドレスまでメールしてください。

●ダウンロードのアドレス (本説明会のホームページと同じ場所)

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/meeting/dainikeikaku1306.html

●送付先メールアドレス **S0000728@section.metro.tokyo.jp**

※送付時には、件名に貴事業所の指定番号を記載してください。

ファイル名は、変更しないでください。

(2) FAXにて送付してください。 FAX番号 03 (5388) 1380

2 回答締切 **平成25年7月31日 (水)**

3 問合せ先 環境局 都市地球環境部 総量削減課 岡本・田中
電話 03 (5388) 3465



Tokyo Climate Change Strategy



首都東京の企業と行政、NGO・都民が
連携して取組む先駆的な気候変動対策